特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	福祉医療費に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、福祉医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和8年9月4日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療費に関する事務
②事務の概要	1. 事務の概要 南あわじ市福祉医療費助成条例、南あわじ市福祉医療費助成条例施行規則、南あわじ市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱及び南あわじ市こども医療費助成事業実施要綱に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母、父子家庭の父、児童及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 (1)福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (2)福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 (3)Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 ・情報連携のため、南あわじ市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療費助成の資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る福祉医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1　福祉医療システム 2　団体内統合宛名システム 3　中間サーバーGW 4　中間サーバー 5　サービス検索・電子申請機能 6　Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1　高齢期移行者医療ファイル 2　重度障害者医療ファイル 3　乳幼児等医療ファイル 4　母子等医療ファイル 5　高齢重度障害者医療ファイル 6　こども医療ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号法第19条第6号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、同条例別表第1の2から7までの項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、同条例別表第2の3から8までの項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部　長寿・保険課
②所属長の役職名	福祉部　長寿・保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月18日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項、別表第2 略	番号法第9条第2項 略	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	（新設）	［十分である］	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	（新設）	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実に行い、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	（新設）	3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年7月18日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	（新設）	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 事務の概要 南あわじ市福祉医療費助成条例、南あわじ市福祉医療費助成条例施行規則、南あわじ市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱及び南あわじ市こども医療費助成事業実施要綱に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母、父子家庭の父、児童及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 （1）福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 （2）福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務	1. 事務の概要 南あわじ市福祉医療費助成条例、南あわじ市福祉医療費助成条例施行規則、南あわじ市高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱及び南あわじ市こども医療費助成事業実施要綱に基づき、高齢期移行者、重度障害者、高齢重度障害者、乳幼児等、こども、母子家庭の母、父子家庭の父、児童及び遺児に対し、医療費の助成を行う。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 （1）福祉医療費受給者証交付申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 （2）福祉医療費支給に係る申請書の受理、その申請に係る事実審査、その申請に対する応答に関する事務 （3）Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る福祉医療費助成事務 ・情報連携のため、南あわじ市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、福祉医療費助成の資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る福祉医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に福祉医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1　福祉医療システム 2　団体内統合宛名システム 3　中間サーバーGW 4　中間サーバー 5　サービス検索・電子申請機能	1　福祉医療システム 2　団体内統合宛名システム 3　中間サーバーGW 4　中間サーバー 5　サービス検索・電子申請機能 6　Public Medical Hub（PMH）	事前	
令和8年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、同条例別表第1の2から7までの項	番号法第9条第2項、番号法第19条第6号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、同条例別表第1の2から7までの項	事前	
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部　長寿・保険課	福祉部　長寿・保険課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	市民福祉部　長寿・保険課長	福祉部　長寿・保険課長	事後	
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257	事後	
令和8年9月3日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257	南あわじ市福祉部長寿・保険課 〒656-0492　兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1　　0799-43-5257	事後	